

建築基準法第22条第1項の規定による屋根の構造制限区域の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条第1項の規定により、市長が指定する屋根の構造制限区域は、小平市の区域のうち、防火地域又は準防火地域の指定のある区域を除く区域とし、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月24日

小平市長 小林 正 則